

## 日本内分泌・甲状腺外科学会雑誌 編集委員会規約

第 1 条(名称) 本委員会は、日本内分泌・甲状腺外科学会雑誌編集委員会(以下、「編集委員会」という。日本内分泌・甲状腺外科学会雑誌(以下、「内分泌甲状腺外会誌」)は、日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会の機関誌である。

第 2 条(適用) 編集委員会は、日本内分泌外科学会規則および日本甲状腺外科学会規則に定められた規約および、この規約によって運営される。

第 3 条(目的) 編集委員会は、内分泌甲状腺外会誌の編集に関する業務を所管し、内分泌外科学・甲状腺外科学の進歩及び発展に貢献することを目的とする。

第 4 条(業務) 編集委員会は、前条の目的を達成するため、日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会両学会の理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

(1) 内分泌甲状腺外会誌の企画および編集

(2) 内分泌甲状腺外会誌の掲載規定に関する業務

(3) その他前条の目的を達成するために必要な業務

第 5 条(構成等) 編集委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって構成する。委員長は、編集委員会を代表し、編集委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。副委員長は、委員長の委嘱により投稿論文毎の査読担当者を別項の規程に沿って指名し、委員長と協議して採択可否の最終決定を行う事も出来る。委員は、委員長・副委員長とともに編集委員会を組織し、編集委員会の業務を執行する。

第 6 条(選出・任期) 編集委員会委員長・副委員長は、日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会両学会理事長が協議して候補者を選任し、日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会両学会理事会の議を経て決定、委嘱する。委員長(1名)・副委員長(3名以内)の任期は2年とし、再任を妨げない。但し別に定める定年の規程に従う。編集委員会委員は委員長および副委員長が推薦し、日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会両学会理事会の議を経て決定、委嘱する。委員は30名以内とし、その構成は内分泌甲状腺外会誌が掲載するそれぞれの臓器・専門領域を網羅するよう配慮されなければならない。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 7 条(招集等) 編集委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。編集委員会の議長は、委員長とする。編集委員会は年2回、日本内分泌外科学会総会、日本甲状腺外科学会学術集会の会期に合わせて開催する。委員長は必要に応じて臨時の編集委員会(持ち回り委員会を含む)を招集することができる。

第 8 条(定足数等) 編集委員会は、編集委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ

め意思を表示した者は、出席者とみなす。編集委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会の現役員は、委員長の許可を得て本委員会に出席して意見を述べるができる。編集委員会の会議録は事務局で作成し、編集委員会構成員全員の確認を経て事務局で保管する。

第 9 条(査読) 日本内分泌外科学会および日本甲状腺外科学会の評議員は、内分泌甲状腺外会誌の査読委員となることができる。投稿論文は、編集委員会委員 1 名および査読委員 1 名の合計 2 名で査読する。委員長は、必要に応じて査読委員以外の者を臨時査読委員として査読を依頼することができる。査読結果は、速やかに委員長に報告し、委員長は論文の採否を決定する。査読者間の意見が分かれた場合、委員長は、別の査読者を追加し査読を依頼することができる。編集委員会委員および査読委員は、担当した投稿論文については、任期満了後も査読が完了し、委員長に査読結果を報告するまではその任に充たるものとする。

第 10 条(規約の変更) この規約は、編集委員会の決議を経て、日本内分泌外科学会・日本甲状腺外科学会の理事会の承認を受けて変更することができる。

第 11 条(定年) 委員長・副委員長および委員の定年は 65 才とする。定年を超えて新たにその職に就く、あるいは再任されることはできない。

第 12 条(印刷所) 内分泌甲状腺外会誌の印刷所は、編集委員会で推薦し、日本内分泌外科学会および日本甲状腺外科学会両学会理事会の議を経て決定、委嘱する。

第 13 条(事務局) 編集委員会の事務局は、編集委員会で推薦し、日本内分泌外科学会および日本甲状腺外科学会両学会理事会の議を経て決定、委嘱する。

第 14 条(会計) 編集委員会の経費は、日本内分泌外科学会および日本甲状腺外科学会からの移算及びその他の収入をもって当てる。編集委員会の会計年度は、1 月 1 日に始まり 12 月末日に終わることとし、1 巻(4 号分)に関する会計として、日本内分泌外科学会および日本甲状腺外科学会両学会理事会において会計報告を行う。増刊号に関しては別会計とする。

付則

本規約は、平成 26 年 7 月 28 日の日本甲状腺外科学会理事会、平成 26 年 8 月 1 日の日本内分泌外科学会理事会により決定され、その翌日より発効する。